

京都大学大学院薬学研究科・薬学部Diversity Equity Inclusion推進委員会内規

令和5年3月16日 薬学研究科長裁定制定

(Diversity Equity Inclusion推進委員会)

第1条 京都大学大学院薬学研究科・薬学部（以下「研究科等」という。）にDiversity Equity Inclusion推進委員会（以下「DEI委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 DEI委員会は、学生を含む研究科等の全ての構成員の基本的人権を尊重し、多様な構成員がその個性及び能力を十全に発揮しうるよう、公正な教育、研究及び運営の環境整備等を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 DEI委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 海外からの学生及び教職員の研究科等内の活動及び交流の支援に関すること。
- (3) 学外からの学生及び教職員の研究科等内の活動及び交流の支援に関すること（前号に関する事項を除く。）。
- (4) 前3号に係る企画立案及び実施並びに実施状況の点検・評価及び改善に関すること。
- (5) 前4号に係る広報及び啓発活動に関すること。
- (6) その他前条の目的の達成に必要なこと。

(構成員)

第4条 DEI委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 基幹講座の教授 1名以上
 - (2) 基幹講座の准教授又は講師 1名以上
 - (3) 基幹講座の助教 1名以上
- 2 前項の委員は薬学研究科長がその構成の均衡を考慮して、指名する。
- 3 第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 DEI委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は前条第1項第1号の委員のうちから研究科長が指名する。
- 3 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員長は、DEI委員会を招集し、議長となる。

- 2 DEI委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 3 DEI委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長が決する。

- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、DEI委員会に部会を置くことができる。

(事務)

第7条 DEI委員会の事務は、第3条に定める審議事項のうち、学生に関する事項は教務掛において、教職員に関する事項、研究科等の組織に関する事項等は総務掛において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、DEI委員会の運営に関し必要な事項は、同委員会が定める。

附 則

この内規は、令和5年3月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。